



相続定期貯金

マイメモリー

思い出とともに受け継ぎたい。

ご家族から受け継がれた大切な資産を
特別な金利でお預かりいたします。



店頭金利上乘せ!

(税引前)
+0.1%

対象商品／スーパー定期または大口定期
お預入期間／1年
お預入金額／100万円以上(複数契約可)
※相続により取得した資金の範囲内

つながるひろがるゆめみる

お問い合わせは……  **JA えひめ南** [金融部 企画課] TEL 0895-22-8111

宇和島支所
TEL22-8111

立間中央支所
TEL52-0666

三間町支所
TEL58-3322

鬼北支所
TEL45-1313

松野支所
TEL42-1131

津島支所
TEL32-2611

南宇和支所
TEL72-1121

内海支所
TEL85-0324

商品概要説明書 マイメモリー



(令和7年4月1日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金 『相続定期貯金「マイメモリー」』
2. ご利用いただける方	・当 J A または他金融機関での相続手続完了後 1 年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま ※既に当 J A にお預け入れの相続人さま名義の（相続によらない）貯金でのお預け入れはできません。
3. 期間	・定型方式 1 年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・スーパー定期貯金の場合は100万円以上1,000万円未満、大口定期貯金の場合は1,000万円以上で相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	・契約時の店頭表示利率に年0.1%（税引前）を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）または大口定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・スーパー定期貯金（単利型）については、マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。（※大口定期貯金については、マル優のお取扱いはできません。）
9. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：0895-22-8111）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関をご利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
12. その他参考となる事項	・他金融機関で相続手続をされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ③「戸籍謄本の写し」＋「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」など。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえひめ南